

## キ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

### 第8次交通安全基本計画：前文要約

犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

### 第8次交通安全基本計画：重点施策及び新規施策

損害賠償請求の援助活動等の強化（（2）イ）

交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（（3）イ）

## 1) 全体評価

【参考：評価指標】

被害者支援施策の利用度・満足度（％）

【考え方】

被害者支援施策は、交通事故件数、死傷者数の低減というアウトカムには直接的には結びつかない施策ではあるものの、諸外国には見られない我が国固有の交通安全施策であり、また、大きな不幸に見舞われている被害者を支援することはきわめて重要であることから、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしている

また、被害者が満足する支援を行うことは、被害者が回復に向け再び歩き出すことができるような土壌の醸成に大きく寄与するものであり、施策が利用されること、また、満足度が把握できる場合にあってはその満足度が高いものであることが適当であることから、必ずしもすべてを表すものではないものの、被害者等施策を表すものとして、参考までに、取り上げることとした。

【評価】

事件から1年以内の利用度をみると、公判期日等の情報提供の利用率が相対的に高い割合を占めているが、これらの情報提供の有効度をみると、3～5割程度の回答者が“満足しない”と回答している。他方で、事件から1年以降の利用度をみると、自助グループへの参加が57.3%と最も高い割合を占めており、有効度も“満足”が41.9%、“やや満足”が30.9%と7割強が良好な評価をしている。

犯罪被害者等基本計画が策定され、施策の取組が進む中で、被害者参加制度等の刑事裁判手続に直接関与する制度が実現する等、施策の着実な進展が見られる。また、自動車損害賠償保障制度等についても、引き続いて被害者救済の中心的な役割を担っている。また、交通事故被害者等が、様々な場で講演・講義を行うこと等、回復の過程で、様々な役割を果たしていることは、交通安全意識の普及徹底や安全運転の確保にも寄与していることが考えられる。

そのため、その寄与の程度を示すことは困難であるが、損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の施策が適切に実施され、交通事故被害者等の救済及び交通安全の向上に寄与していると考えられる。

<参考：被害者支援施策の利用率・満足度（％）>

なお、内閣府犯罪被害者等施策推進室では、平成 19 年度に犯罪被害者等に関するアンケート調査を実施しており、実際の交通事故被害者（本人、家族、遺族）に対して、被害者支援施策の利用度、満足度等を聴取している。

<事件から 1 年以内>

n=96	施策 利用率	施策 利用者	満足	やや満足	どちらとも 言えない	あまり 満足しない	満足しない
警察からの「被害者の手引」による情報提供	30.2%	29	10.2%	13.9%	6.9%	20.8%	48.2%
警察による加害者に関する検挙等の情報提供	46.9%	45	9.0%	11.1%	13.4%	11.1%	55.4%
地域警察官による被害者訪問・連絡活動	25.0%	24	4.0%	16.8%	16.8%	4.0%	58.4%
警察による相談・カウンセリング	20.9%	20	0.0%	20.1%	34.9%	20.1%	24.9%
公判期日、裁判結果等に関する情報提供	57.3%	55	11.0%	27.2%	14.5%	14.5%	32.8%
冒頭陳述の内容を記載した書面の交付	29.2%	28	14.4%	32.2%	17.8%	7.2%	28.4%
刑事裁判における意見陳述等	54.1%	52	11.6%	30.8%	13.4%	9.6%	34.6%
優先的に裁判を傍聴できる制度	34.4%	33	30.3%	30.3%	21.3%	2.9%	15.2%
公判記録の閲覧・コピー（確定後も含む）	34.4%	33	12.2%	27.3%	15.1%	9.0%	36.3%
民事損害賠償請求制度（民事訴訟）	29.1%	28	3.4%	14.4%	32.3%	3.4%	46.4%
医療保険制度（健康保険、国民健康保険等）	20.8%	20	10.0%	20.1%	30.1%	14.8%	24.9%
支援団体等による関係機関・団体の紹介	25.0%	24	25.2%	50.0%	0.0%	12.4%	12.4%
自助グループへの参加	47.9%	46	41.3%	30.4%	24.0%	4.4%	0.0%

<事件から 1 年以降>

n=96	施策 利用率	施策 利用者	満足	やや満足	どちらとも 言えない	あまり 満足しない	満足しない
警察による加害者に関する検挙等の情報提供	23.9%	23	0.0%	18.3%	18.3%	4.4%	59.0%
公判期日、裁判結果等に関する情報提供	30.2%	29	10.3%	27.6%	17.3%	17.3%	27.6%
刑事裁判における意見陳述等	34.4%	33	9.0%	21.2%	27.3%	12.2%	30.2%
優先的に裁判を傍聴できる制度	23.9%	23	26.1%	26.1%	21.6%	8.7%	17.4%
公判記録の閲覧・コピー（確定後も含む）	29.2%	28	7.2%	17.8%	32.2%	10.6%	32.2%
民事損害賠償請求制度（民事訴訟）	40.6%	39	10.3%	7.6%	20.4%	7.6%	53.9%
自助グループへの参加	57.3%	55	41.9%	30.9%	18.2%	3.7%	5.4%

資料）内閣府犯罪被害者等施策推進室「犯罪被害類型等ごとに実施する継続的調査」（平成 20 年 4 月）

## 2) 中間評価

### 【考え方】

被害者の支援においては、被害者からの相談・問い合わせ、被害者等通知制度を活用した希望者への通知等、被害者の状況に配慮して自動車事故による被害者の保護、救済を実現する取組が行われている。そのなかで、支援が実際に被害者の満足度の高いものであることは、被害者が回復に向け再び歩き出すことができるような土壌の醸成に大きく寄与するものである。

### 【評価】

#### 損害賠償請求の援助活動等の強化（（2）イ）

被害者の相談・問い合わせに対応する幅広い窓口が設置されるとともに、日弁連交通事故相談センターでは、示談あっ旋等も行っている。平成 20 年度には 1,238 件の示談あっ旋が行われている。

各種相談所 開設状況 / 相談・問い合わせ受付件数

都道府県交通安全活動推進センター（警察庁）

—相談受理 H18：18,551 件  
 H19：17,586 件  
 H20：18,166 件

日本司法支援センター（法務省）

—コールセンター問い合わせ …（ ）内交通事故  
 H18：128,741 件（4,533 件）  
 H19：220,727 件（7,011 件）  
 H20：287,897 件（5,622 件）

平成 20 年度から、交通事故のデータ抽出方法を変更

- 民事法律扶助事業援助開始決定…（ ）内交通事故

H18：65,073 件（485 件）  
 H19：73,107 件（548 件）  
 H20：85,543 件（666 件）

人権相談事務（法務省）交通事故関連

H15：1,896 件  
 H16：1,526 件  
 H17：1,392 件  
 H18：1,202 件  
 H19： 891 件  
 H20： 773 件

日弁連交通事故相談センター（国交省）

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
相談所開設回数	8,161	7,956	7,972	8,032	8,335	8,203
相談件数	35,113	34,353	34,848	34,884	34,780	36,616
示談あっ旋件数	1,025	1,037	936	1,080	1,094	1,238

資料) 各省庁データ

交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（（3）イ）

被害者等通知制度の通知希望者数は年間 12,000～15,000 件程度であり、希望者を含めた 18,000～21,000 件程度の通知（公判期日等に関する情報提供等）が行われている。

被害者等通知制度の通知希望者数、通知者数

意見聴取期日等に関する問い合わせ（警察庁）

H18：35 件、 H19：38 件、 H20：52 件

行政処分結果に関する問い合わせ（警察庁）

H18：81 件、 H19：73 件、 H20：71 件

検察庁における交通事故被害者等に対する被害者等通知制度に基づく通知希望者、通知者数（法務省）

	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
通知希望者数	13,027	12,908	13,823	14,607	14,534
通知者数	19,102	18,480	18,827	19,862	20,722

資料) 各省庁データ